

H29. 2 展

相模原市立 市民・大学交流センター

ユニコムプラザ さがみはら

地域情報コーナー

出展募集要領



ユニコムプラザさがみはら

目 次

I	ユニコムプラザさがみはら（市民・大学交流センター）	1
1	名称	1
2	愛称	1
3	所在地	1
4	面積	1
5	コンセプト	1
6	3つの機能	1
7	開所日	1
8	利用時間	1
9	管理運営（指定管理者）	1
※	施設概要とゾーニング	2
II	地域情報コーナー出展募集要領	3
1	地域情報コーナーについて	3
2	地域情報コーナーの概要	3
3	出展期間	3
4	募集数	3
6	応募資格	3
7	応募方法	3
8	提出書類	4
9	出展団体の決定	4
10	利用料金の支払い	4
11	利用条件	4

I ユニコムプラザさがみはら（市民・大学交流センター）

ユニコムプラザさがみはらは、地域活動や市民活動を行う市民と高度な専門性を有し、豊富な人材を抱える大学が連携して、福祉、健康、環境等、様々な分野に関する地域の課題解決や活性化を図り、快適で魅力あるまちづくりを推進する“大学センター型と市民センター型”を融合した新しい施設です。

本施設の交通利便性が高く、にぎわいや交流の拠点として多くの可能性を持った立地特性を活かしながら、新たな地域活動や市民活動の創造を目的として、交流・発信機能、学習・研究機能、リエゾン（橋渡し）機能を発揮する施設運営を目指していきます。

- 1 名称 相模原市立市民・大学交流センター
- 2 愛称 ユニコムプラザさがみはら
- 3 所在地
相模原市南区相模大野3丁目3番2号
bono相模大野 サウスモール3階
- 4 面積
2,965.82㎡
- 5 コンセプト 大学との連携による新たな地域活動、市民活動の創造
- 6 3つの機能
 - (1) 交流・発信機能
市民と大学が交流する場を提供するとともに、広く大学の研究、教育活動や地域連携の取り組み等を発信する機能。
 - (2) 学習・研究機能
市民が地域課題の解決や地域の活性化につながる専門的な知識・技術を学習するとともに、市民と大学が共同して研究する機会を提供する機能。
 - (3) リエゾン（橋渡し）機能
市民と大学が連携を深め、課題を共有し、大学の専門性と人材を活用して地域課題の解決や地域の活性化に取り組むための橋渡し機能。
- 7 開所日 平成25年3月15日（金）
- 8 利用時間
9時から22時まで
休所日 12月29日～1月3日及び施設点検等で休所とする日
- 9 管理運営（指定管理者）
公益社団法人 相模原・町田大学地域コンソーシアム
※この施設は、相模原市立市民・大学交流センター条例及び規則に基づき運営します。

※ 施設概要とゾーニング

A 交流・発信ゾーン

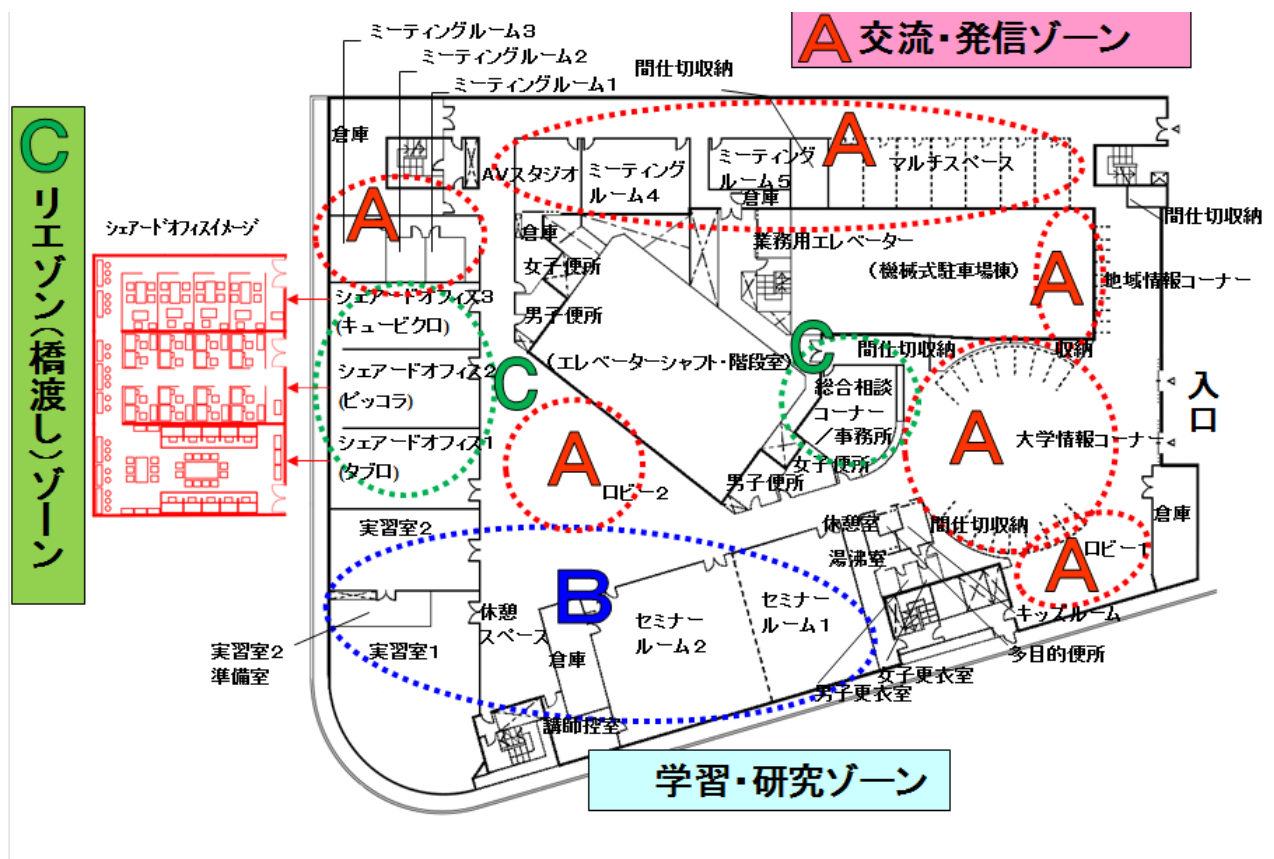
大学情報コーナー、地域情報コーナー、ロビー1・2、
AVスタジオ、ミーティングルーム1・2・3・4・5、
マルチスペース（イベント・展示や最大7室のミーティングルームとして利用可能）

B 学習・研究ゾーン

セミナールーム1・2、講師控室、実習室1・2

C リエゾン（橋渡し）ゾーン

総合相談コーナー、シェアードオフィス1・2・3（共用貸事務所）



Ⅱ 地域情報コーナー出展募集要領

1 地域情報コーナーについて

地域情報コーナーは、地域活動、市民活動など、さまざまな地域の情報を発信する展示スペースです。

2 地域情報コーナーの概要

ブース面積	利用料金（月額）	付帯設備等
1㎡	2,500円	電源、LANケーブル、展示用机など

3 出展期間

出展期間は、1年単位とします。継続利用を希望の場合、再度、利用承認申請書等の提出をいただきます。

初年度の出展期間は、平成25年3月15日～平成26年3月31日までとします。

4 募集数 9ブース

5 応募資格

地域活動団体等

※ただし、次のいずれかに該当する団体は、応募できる団体から除きます。

- (1) 営利を主たる目的とする法人その他の団体
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする法人その他の団体
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする法人その他の団体
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする法人その他の団体

6 応募方法

利用承認申請書に事業計画書等を添えて、ユニコムプラザさがみはらまで持参又は郵送してください。

※書類到着後に内容等についてお尋ねすることがあります

7 提出書類

提出書類	説明	部数
利用承認申請書	様式集の「利用承認申請書」に所定の事項を記入してください	1
事業計画書（地域情報コーナー）	年間の展示予定等を記入してください	5

※上記の提出書類作成にかかる費用は、申請者の負担となります。

8 出展団体の決定

提出された書類に基づき、審査基準により、審査委員会が審査します。結果の発表については郵送で当該団体に通知します。

9 利用料金の支払い

利用料金は、原則として、当月分を前月の末日までに納めていただきます。（1月未満の端数があるときは、利用料金は日割りにより計算します。）

10 利用条件

- (1) 引き続き1月の利用がない場合は、退去していただきます。
- (2) 出展者のPRは、表記や内容について調整しながらユニコムプラザさがみはらのホームページに掲載するなどし、広く市民の皆さんに公開していきます。
- (3) 出展者は、展示内容の随時更新をお願いします。原則四半期ごとに展示更新をしてください。
- (4) 出展団体そのもののPRではなく、出展団体が情報収集した市民活動や地域活動の情報を広く総合的にパネルや映像を使って発信してください。